

特定非営利活動法人ぴーす 定款

第1章 総則

(名称)第1条

この法人は、特定非営利活動法人ぴーすと称する。

(事務所)第2条

この法人は、事務所を兵庫県明石市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)第3条

この法人は、子どもが主体性を育み、自らの責任で行動し、自然や地域や人々との協働の体験の中から学び成長することと、誰もが平等に自立して生きていける社会の実現をめざすとともに、待機児童を減らすための活動を行い、地域の福祉を増進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)第4条

この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)第5条

この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

- ① 子どもの豊かな感性や発想を生み出す参加・体験事業
- ② 子どもの社会参画活動に関する講演会、研修会事業
- ③ イベントの運営を通したまちづくりへの参画事業
- ④ 難病患者及び身体・知的障碍者と地域住民との交流事業
- ⑤ 就職困難者に対する職業紹介事業

2 その他の事業

- ① 各種講演会への講師の派遣事業
- ② 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種類) 第6条

この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって
特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した総会で議決権を有する個人。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した総会で議決権を有しない個人。

2 この定款に定める以外の会員に関する規程は、総会で別に定める。

(入会) 第7条

- 1 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の申込者が正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 前項の申込者が未成年の場合は、社会的観点から保護者の同意書を添付するものとする。
- 4 理事長は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費) 第8条

- 1 会員は、理事会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。
- 2 入会申込日時が、この法人の決算月末日（3月31日）より半年を経過している場合は、会員が納入する初年度の年会費の額は通常価格の2分の1とする。

(資格の始期) 第9条

- 1 新規の会員は、この法人が別に定める入会申込書により、理事長に申込みこの法人が第8条に定める年会費の入金を確認した時に発生するものとする。

(資格の有効期間) 第10条

- 1 会員資格の有効期間は、この法人の決算月末日（毎年3月31日）とする。
- 2 有効期間満了前に、この法人より継続のための案内を送付する。その案により、次年度の年会費を指定期限日までに納入することにより会員期を1年間延長する事ができる。
- 3 ボランティア会員は自動継続とする。

(会員の資格の喪失)第11条

全種類の会員は、次の各号の一つに該当するに至った時はその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 会員資格の満了日より、1年以上、年会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(退会)第12条

会員は理事長に退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)第13条

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があつたと認められるとき

(個人会員の資格継承)第14条

個人で入会した会員が、脱会あるいは死亡した場合は、当該会員の資格は失われるものとする。第三者への資格継承はできないものとする。

(団体会員の資格継承) 第15条

団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面にてこの法人に通知するものとする。

(義務) 第16条

会員は住所、氏名(法人・団体の名称)、や登録内容に変更が生じた場合は、ただちに法人へ届けなければならない。

(私的利用の範囲外の利用禁止) 第17条

会員は、この法人(理事会)が承認した場合を除き、法人を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者を通して使用させることもできない。

(会員規約の変更) 第18条

この法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て本規約を変更することがある。

(拠出金品の不返還) 第19条

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別及び選任) 第20条

1 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事4人以上10人以内
- (2) 監事1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(理事の資格)第21条

理事は正会員として入会後 1 年以上経過し常に活動に参加した者の中から理事の過半数が推薦したものとする。

(選任等)第22条

- 1 理事は理事会において、監事は総会において選任する。
- 2 理事長及び、副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)第23条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故などによって欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決の基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)第24条

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員の補充又は増員による任期途中からの役員は、所定の任期の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の場合でも、後任者が就任するまではその任にあるものとする(任の途中放棄はできない)。

(欠員補充)第25条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)第26条

役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)第27条

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には業務遂行に要した費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)第28条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)第29条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)第30条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 監事の選任、解任、及び理事の辞任
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)第31条

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して、書面をもって請求があつた場合。
 - (3) 第23条第4項第4号の規定により監事からの招集があつたとき。

(招集)第32条

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときには、その日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は招集するとき、会議の目的、日時及び場所を、1週間前までに文書又は電子メール等によって通知しなければならない。

(定足数)第33条

総会は、正会員総数の過半数の出席によって成立する。

(議長)第34条

総会の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。
ただし、第31条第2項第2号及び第31条第2項第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(議決)第35条

- 1 総会における議決事項は、第32条第3項規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員の過半数の同数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議決権等)第36条

- 1 各正会員の表決権は平等なるものとする。
- 2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面又は電子メール等でもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第30条、第32条第2項及び第36条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 正会員が総会への参加及び総会での議決権の行使については、毎年3月31日時点で正会員であるもののみが権利を行使できるものとする

(緊急議決)第37条

- 1 正会員は、第32条第3項によって通知した事項以外の事項であつて、軽微かつ緊急を要するものについて、議案を提出することができる。
- 2 前項に定める議案(以下「緊急議案」という。)を提出するには、正会員5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。
- 3 緊急議案を採決する場合には、書面、電子メール又は代理人による議決権を加えないものとする。

(議事録)第38条

- 1 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)第39条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)第40条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事の選任、解任
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (6) 入会金及び年会費

(開催)第41条

理事会は、次の場合に開催する。

- 1 理事長が必要と認めたとき。
- 2 正会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して、書面をもって招集の請求があったとき。
- 3 第23条第4項第4号の規定により監事からの招集があったとき

(招集)第42条

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は招集するとき、会議の目的、日時及び場所を、1週間前までに文書又は電子メール等によって通知しなければならない。

(定足数) 第43条 総会は、正会員総数の過半数の出席によって成立する。

(議長)第44条

総会の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。

ただし、第41条第2項第2号及び第41条第2項第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(議決)第45条

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)第46条

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面又は電子メールでもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(緊急議決)第47条

- 1 理事は、第42条第3項によって通知した以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、議案を提出することができる。
- 2 前項に定める議案(以下「緊急議案」という。)を提出するには、理事2名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。
- 3 緊急議案を採決する場合には、書面、電子メールによる議決権を加えないものとする。

(議事録)第48条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者氏名及びその数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)第49条

この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(事業年度)第59条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)第60条

この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経てかつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)第61条

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)第62条

この法人が解散したとき、残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者たちのうち総会で議決した者に譲渡する。

(合併)第63条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経てかつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)第64条

この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)第65条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定る。

(附則) ① この定款は、この法人の成立の日から施行する。

② この法人の役員は次に掲げるものとする。

理事長 緒方信也

副理事 三好康博

理事 下田章裕

理事 永田雅章

監事 日向高一

監事 森田昌志

会計 小寺弘晃

③ この法人の設立の役員の任期は、第24条の規定とする。

④ この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第53条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

⑤ この法人の設立当初の事業年度は第51条の規定にかかわらず、設立の日から 2013年3月31日とする。

⑥ この法人の設立当初の事業年度にかかる会費は、次に掲げた額とする。

正会員 年会費 10, 000円

準会員 年会費 3, 000円

特別会員 年会費 5, 000円

賛助会員 年会費 10, 000円（一口）

ボランティア会員 入会金・年会費 無料